

# 新しい時代の学びの環境の整備（義務教育費国庫負担金）

令和3年度要求・要望額

1兆5,208 億円+事項要求

(前年度予算額 1兆5,221億円、補正予算額 40億円)



文部科学省

## ～学校における働き方改革と少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備～

学校における働き方改革を引き続き進めるため教職員定数+2,397人を要求。あわせて、令和のスタンダードとしての「新しい時代の学びの環境」における少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備について、予算編成過程で検討する（事項要求）。

義務教育9年間を見通した指導体制の在り方等に関する検討会議（第1回）  
令和2年10月7日（水）

【資料5】

・教職員定数の改善	+44億円（+2,000人）	・基礎定数化に伴う定数増	+9億円（+397人）
・教職員定数の自然減	▲22億円（▲995人）	・教職員配置の見直し	▲44億円（▲2,000人）
・教職員の若返り等による給与減	▲1億円	・教員給与の見直し	+1億円

計 対前年度▲13億円 + 事項要求

### 学校における働き方改革等

計 +2,397人

#### ○教員の持ちコマ数軽減による教育の質の向上 +2,000人（加配定数）

##### ◆小学校専科指導の充実

義務教育9年間を見通した指導体制への支援 +2,000人  
教員の持ちコマ数の軽減や、教科指導の専門性を持った教員によるきめ細かな指導など、小学校の専科指導に積極的に取り組む学校を支援。

（※）令和2年度予算編成過程において、指導方法工夫改善定数3.3万人について、小学校のティーム・ティーチング6,800人のうち算数での活用が見込まれる4割を除く残り4,000人については、学校の働き方改革の観点から、専科指導のための加配定数に発展的に見直すこととした。  
（令和2年度、3年度の2年間で段階的に2,000人ずつ実施）

#### ○教育課題への対応のための基礎定数化関連 +397人（基礎定数）

（H29.3義務標準法改正による基礎定数化に伴う定数の増減）

- ◆発達障害などの障害のある児童生徒への通級指導の充実 +506人
- ◆外国人児童生徒に対する日本語指導教育の充実 +90人
- ◆初任者研修体制の充実 +11人

※基礎定数化に伴う定数減等 ▲210人

### 少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備

事項要求

#### ○少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備

これまでの新型コロナウイルス感染症対応を踏まえ、子供たちの学びを保障するとともに、「GIGAスクール構想」のもと個別最適な学びを実現することができるよう、1人1台端末の下での効果的なICTの活用や身体的距離の確保など、新しい時代の学びを支える環境を整備することが必要である。

そのため、学級編制の標準の引下げを含め、少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備について、経済財政運営と改革の基本方針2020を踏まえ、予算編成過程において検討することとする。

（参考）経済財政運営と改革の基本方針2020（抄）（R2.7.17）

第3章 「新たな日常」の実現

3. 「人」・イノベーションへの投資の強化

— 「新たな日常」を支える生産性向上

（1）課題設定・解決力や創造力のある人材の育成

① 初等中等教育改革等

学校の臨時休業等の緊急時においても、安全・安心な教育環境を確保しつつ、全ての子供たちの学びを保障するため、少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備やICTの活用など、新しい時代の学びの環境の整備について関係者間で丁寧に検討する。

### 給与関係

管理職手当の改善（校長、副校長・教頭の支給率改善）

（参考）被災した児童生徒に対する心のケアや学習支援のため、教職員定数【669人】を別途要求（15億円）【復興特別会計】

# **(参考) 令和2年度予算**

# 小学校英語専科指導のための加配定数

● 小学校英語教育の早期化・教科化に伴う授業時数増（小3～6：週1コマ相当）に対応するとともに、一定の英語力を有し、質の高い英語教育を行う専科指導教員を充実

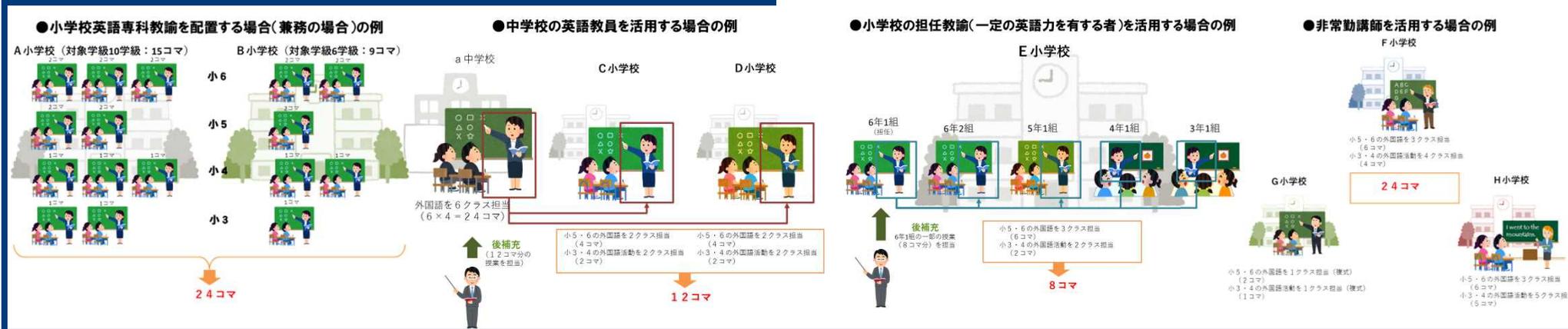
【H30年度 +1,000人 R1年度 +1,000人 **R2年度 +1,000人** 合計 +3,000人】

※1 専科指導教員の英語力に関する要件（①中学校又は高等学校英語の免許状を有する者、②2年以上の外国語指導助手（ALT）の経験者、③CEFR（外国語の学習・教授・評価のためのヨーロッパ共通参照枠）B2相当以上の英語力を有する者、④海外大学、又は青年海外協力隊若しくは在外教育施設等で、2年以上の英語を使用した海外留学・勤務経験のある者）

（注）②～④は、小学校教諭免許状、又は中学校英語・高等学校英語の免許状のいずれの免許状も有しない者にあつては特別免許状を授与することが必要。

※2 より質の高い英語教育を推進するため、教員の新規採用にあつて一定以上の英語力（CEFR B2相当以上等）を有する者を採用した割合を指標として、専科指導のための教員加配の仕組みを構築。

## 小学校英語専科指導のための加配定数の活用の例



## 業務の役割分担や授業時数の適正化等

○ 5学級以下の小規模校については、学校や教師の業務の役割分担や適正化を実施、また他の加配定数を活用。

○ 標準授業時数を上回る授業計画を実施している学校における教師の指導体制等を踏まえた授業時数の適正化。

※ 標準授業時数を上回る授業計画が88単位時間（週当たり2.5コマ）未満の学校の割合：約76%

※ 「平成30年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査の結果及び平成31年度以降の教育課程の編成・実施について」（H31.3.29通知）において、教育課程の編成・実施に当たっての留意事項（指導体制に見合った授業時数の設定等）を示している。

○ 実社会・実生活との関わりを重視した新学習指導要領の趣旨を実現し、地域の教育資源の活用による個々の児童生徒に応じた多様な学習活動の充実を図る観点から、「総合的な学習の時間」の4分の1程度まで、学校外の学習活動を教師の立ち合いや引率を伴わずに実施することが可能。

※ 「休業日等における総合的な学習の時間の学校外の学習活動の取扱いについて」（H31.3.29通知）において留意事項等を示している。

なお、総合的な学習の時間の学校外の学習活動を計画実施する際、必要に応じて「補習等のための指導員等派遣事業」（補助率1/3）を活用することで教師の負担軽減を可能とする。

（活用例）①担当教師が指導計画の作成や地域との調整を行う際に授業代替をする非常勤講師を配置、②地域と連携して学習活動を行う際に外部人材を特別非常勤講師として活用

## 義務教育9年間を見通した指導体制への支援

- **小学校では、4割の学校が算数の授業においてティーム・ティーチング（以下「TT」という。）を実施しており、そのほか1～2割の学校が高学年の体育や理科の授業においてTTを実施している。**一方で、**体育や理科では専科指導も行われる傾向**にある。また、平成31年1月25日の中教審答申において、これまでの加配定数について「教師一人一人の業務負担の軽減という観点から十分な効果が生じているとは言えない」と指摘されたほか、現在、中教審において「小学校における教科担任制の導入」についての検討が進められている。  
以上の点を踏まえ、指導方法工夫改善定数は令和元年度で3.3万人であるが、**小学校のTTで活用することとして**いる6,800人のうち、算数での活用が見込まれる4割を除く**4,000人については、学校の働き方改革の観点から、専科指導のための加配定数に発展的に見直し、小学校の専科指導<sup>(\*)</sup>に積極的に取り組む学校を支援<sup>(\*\*)</sup>する。**  
(2年間で段階的に実施)

【2年間（R2～R3）の支援等： 4,000人 R2年度予算 2,000人】  
（教員配置の見直し：▲4,000人 R2年度予算▲2,000人）

(※) 各都道府県・指定都市において、授業負担軽減の観点から、例えば学校規模に比べて専科教員の配置が少ない学校（11学級から14学級、あるいは19学級から23学級規模の小学校）において、専科指導に積極的に取り組む学校を支援。その際、「小学校英語専科指導のための加配定数」と併せて活用することで、学校の働き方改革に資する効果的な取組を実施することが可能。

- さらに、小学校の教師の持ち授業時数の軽減や、少人数学校における児童生徒が切磋琢磨し協働する環境整備の観点を踏まえ、**子供が切磋琢磨できる学習環境を整備するとともに、小学校高学年において専科指導等<sup>(\*)</sup>に積極的に取り組む複数の学校（以下「学園」という。）を支援する。**

【R2年度予算：201人（134学園[67都道府県・指定都市×2学園]×1.5人（\*\*））】

(\*\*\*) 新規の取組であり、小規模な学校から取組が広がることを想定して、措置する加配は1人又は2人とする。

- 現在、中央教育審議会では、**小学校高学年における本格的な教科担任制の導入など、新しい時代を見据えた学校教育の実現に向けて、教育課程、教員免許、教職員配置の一体的検討**が行われており、これらの検討については、**令和元年度中に方向性を、令和2年度には答申**をいただいた上で、教師の勤務実態状況調査を実施することとなる**令和4年度以降に必要な制度改正**が実施できるよう、文部科学省として検討を進めることとしている。**令和3年度においては、「義務教育9年間を見通した指導体制への支援」のための令和2年度予算の効果を検証し、子供が切磋琢磨できる学習環境の整備の観点を含め、その検証結果を上記の制度改正に反映する。**

(\*) 「小学校の専科指導」とは、小学校において、学級担任制を前提としつつ、体育や理科など一部の教科を専門に担当する学級担任以外の教師が授業を行うもの。

(\*\*) 「小学校高学年における専科指導等」とは、小学校高学年における専科指導に加え、その取組を拡大し、例えば、中学校の教師や中学校の免許状を有する非常勤講師を活用しながら、ほとんどの教科において、教科を専門に担当する教師が授業を行うもので、中学校の教科担任制のような指導。

(公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査における「教科等の担任」の定義とは必ずしも一致しない。)

# 子供が切磋琢磨できる学習環境を整備するとともに、 小学校高学年において専科指導に積極的に取り組む学校への支援

## 該当する学校群の要件

- 教育委員会規則や教育委員会が定める要綱等において、2以上の小学校及び1以上の中学校を含む学校群（以下「学園」という。）で、学園運営を行うこととしていること。
- 要綱等においては、小学校高学年における専科指導を含む義務教育9年間を通じた教育活動を一体的に行うことが明記されていること。
- なお、上記の要件を満たしていれば、学校統廃合を行う取組や、義務教育学校を設置する取組も対象とすることができる。

## 支援内容（加配、スクールバス購入費又は運行委託費の補助）

＜加配＞ 小学校高学年の専科指導に積極的に取り組む場合に、専科指導加配を措置。【R2年度予算 201人（134学園×1.5人）】

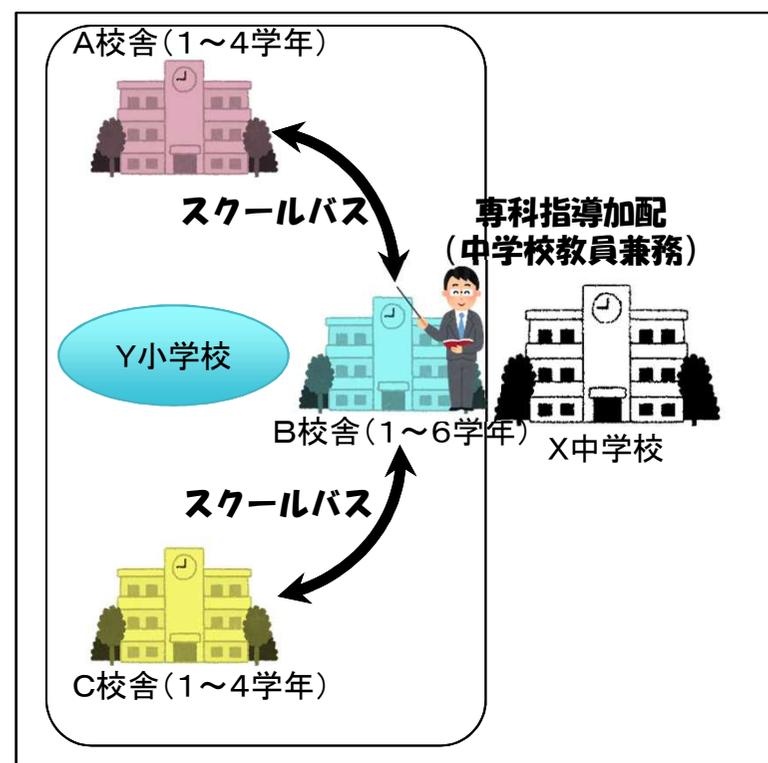
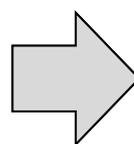
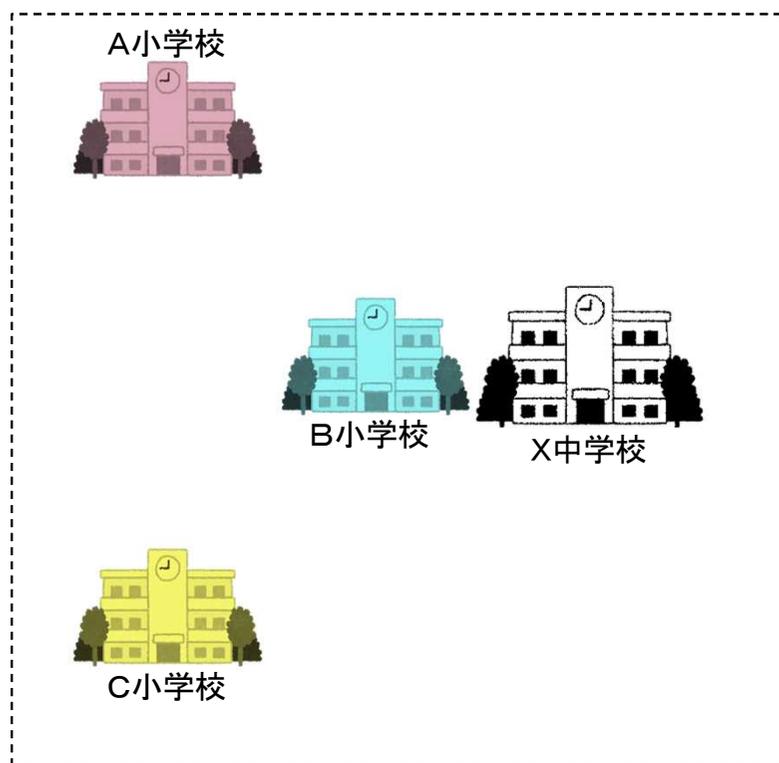
※ 左記の要件を満たす学園運営を目指すことを教育委員会の文書で決定している場合には、**学園運営を開始する年度の2年前の年度以降**、主幹教諭や教務主任等が新たな学園における特色あるカリキュラム作りに当たるため、授業代替をする**児童生徒支援加配として措置することも可能とする。**（例えばR4年度から学園運営を実施予定の場合はR2年度から加配を活用可。）

＜スクールバス＞ 学園運営をする際に、必要に応じて、学校間の移動に必要なスクールバスの運行委託費を「へき地児童生徒援助費等補助金（補助率1/2）」により補助。

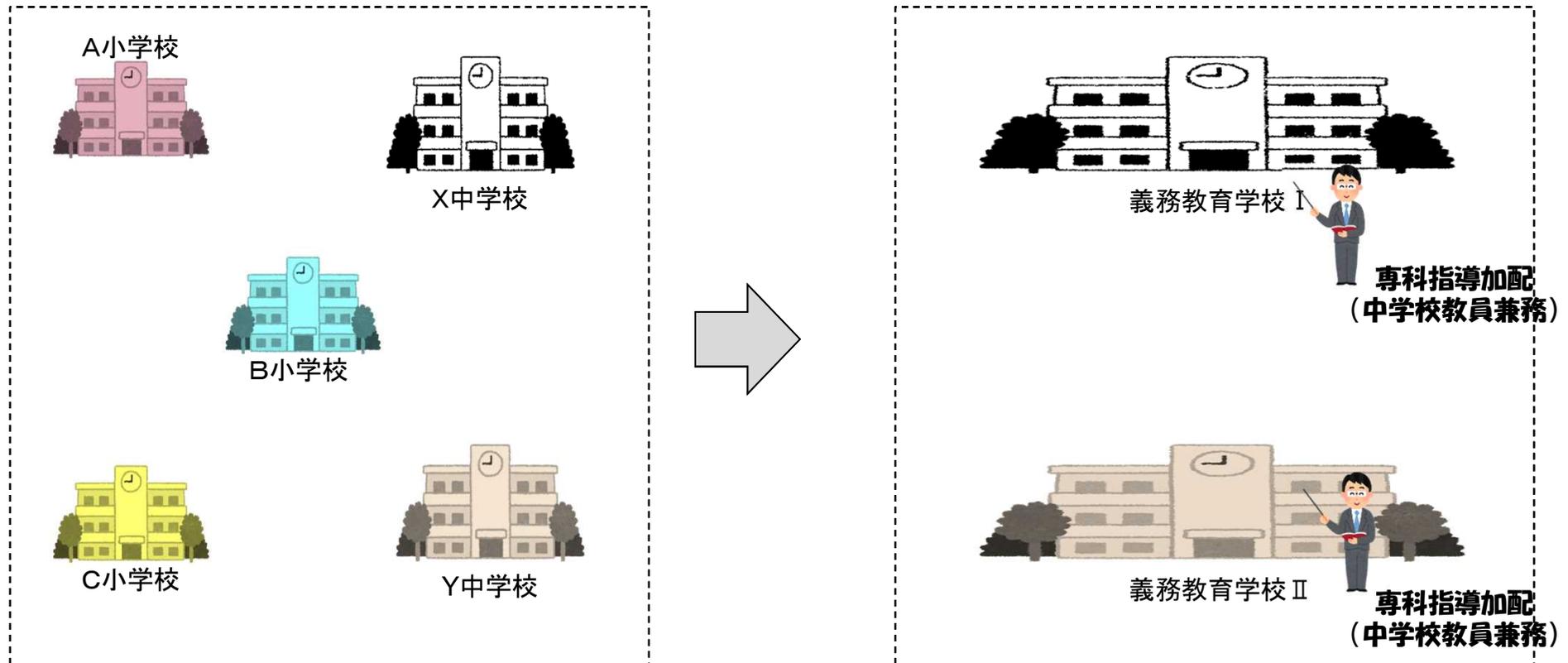
【R2年度予算 13億円の内数】

※申請する学園数が予定数を上回る場合には、有識者による審査を行う。

## 【例1】中学校区を単位とした学校群で運営する例



【例2】既存の小中学校を義務教育学校に見直し、小学校高学年に専科指導を導入する例



# 中央教育審議会答申・諮問関係

## ●平成31年1月25日の中央教育審議会答申における指摘

- 勤務の長時間化の現状と要因の一つとして、「小・中学校ともに「授業」に従事する時間が増加していることから、総授業時数を増加させた平成20年の学習指導要領改訂以降、現在まで19,286人分の定数改善が図られているが、これらはよりきめ細かな指導等を行うことを目的として配置されたものであり、教師一人一人の業務負担の軽減という観点から十分な効果が生じているとは言えない。」とされている。
- 学校の指導体制・運営体制の強化・充実に関しては、「今後の少子化の進展や地方自治制度の改革、技術の革新を伴う社会構造の変化を踏まえつつ、一人一人の子供への教育の質を高める観点から今後の学校の在り方の変化を検討する中で、教職員定数やいわゆる加配教職員の活用の方法、子供の発達段階に応じた学校や指導体制の在り方といった点について、検討していくことが重要」とされている。

## ●新しい時代の初等中等教育の在り方について(諮問)(概要)(平成31年4月17日)(抜粋)

- 新時代に対応した義務教育の在り方
  - 基礎的読解力などの基盤的な学力の確実な定着に向けた方策
  - 義務教育9年間を見通した児童生徒の発達の段階に応じた学級担任制と教科担任制の在り方や、習熟度別指導の在り方など今後の指導体制の在り方
  - 年間授業時数や標準的な授業時間等の在り方を含む教育課程の在り方
- これからの時代に応じた教師の在り方や教育環境の整備等
  - 義務教育9年間で学級担任制を重視する段階と教科担任制を重視する段階に捉え直すことのできる教職員配置や教員免許制度の在り方
  - 教員養成・免許・採用・研修・勤務環境・人事計画等の在り方
  - 学校の小規模化を踏まえた自治体間の連携等を含めた学校運営の在り方

## ●新しい時代の初等中等教育の在り方 論点取りまとめ(概要)(令和元年12月13日)(抜粋)

- 義務教育9年間を見通した教科担任制の在り方について  
小学校高学年の児童の発達の段階、外国語教育をはじめとした教育内容の専門性の向上などを踏まえ、令和4年度を目途に小学校高学年からの教科担任制を本格的に導入すべきである。

## ●「令和の日本型学校教育」の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～(中間まとめ(案))(令和2年9月28日)(抜粋)

多様な子供たち一人一人の資質・能力の育成に向けた個別最適な学びを実現する観点からは、GIGAスクール構想による「1人1台端末」環境下でのICTの効果的な活用と相俟って、個々の児童生徒の学習状況を把握し、教科指導の専門性を持った教師によるきめ細かな指導を可能とする教科担任制の導入により、授業の質の向上を図り、児童一人一人の学習内容の理解度・定着度の向上と学びの高度化を図ることが重要である。

さらに、小学校における教科担任制の導入は、教師の持ちコマ数の軽減や授業準備の効率化により、学校教育活動の充実や教師の負担軽減に資するものである。

これらのことを踏まえ、小学校高学年からの教科担任制を(令和4(2022)年度を目途に)本格的に導入する必要がある。